

【学童クラブ指導員】府中市非常勤職員（時間額制会計年度任用職員）

登録者募集要項

令和5年10月

1 募集職種及び時間単価

職 種	時間単価
学童クラブ指導員（有資格）	1, 200円
学童クラブ指導員（無資格）	1, 120円

※ 有資格とは、学校教諭・幼稚園教諭・保育士・社会福祉士の資格を有するか、2年以上放課後児童育成事業に従事し、放課後児童支援員認定資格研修の受講を修了した方

※ 地方公務員法第16条の規定により、次のいずれかに該当する人は登録できません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 府中市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 登録申込手続（※郵送不可）

申込時間	市役所の開庁日（土・日曜日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで ※ 登録申込みは、通年で受け付けています。	
申込場所	府中市役所「おもや」3階 子ども家庭部児童青少年課	
申込みに必要な書類	履歴書兼会計年度任用職員登録申込書	別紙に必要事項を記入し、最近6か月以内に撮影した上半身・脱帽のカラー写真を貼ってください（市販のものを使用する場合は、A4又はA3サイズを使用してください。）。
	登録申込書	（市販の履歴書を提出の方） 別紙に必要事項を記入してください。 ※ 申込み時に窓口で記載いただくこともできます。
	資格・免許証の写し	資格をお持ちの方のみ提出してください。

※ 申込みに関する提出書類は、お返しできません。

3 採用までの流れ

(1) 勤務条件の提示

登録申込時に具体的な業務内容や勤務日等の勤務条件について説明を行います。その後業務繁忙状況に応じて登録者の中から勤務条件に合致する方を選考します。

(2) 採用の決定

提示された条件での勤務が可能である場合、採用予定者として決定します。

(3) その他

ア 勤務に関する諸条件については、改めて任用初日に書面で交付します（任用初日の流れについては、配属先の学童クラブ指導員からの案内に従ってください。）。

イ 採用人数は、業務繁忙状況により変動するため、全ての登録者が採用される訳ではありません。予めご了承ください。

また、過去の賞罰について確認することがあります。

4 勤務条件等

(1) 身分

府中市会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号による任用）

(2) 勤務場所

各学童クラブ（第一、第二、第三、第五、第八、第十、本宿、住吉）のいずれか1か所

(3) 業務内容

- ・外遊びを含む集団遊びや行事等を通して心身ともに健全な育成を実施すること（業務の種別は、障害児加配指導員〔障害児が在籍する場合に勤務〕、児童数増加加配指導員〔1クラブの児童数が規定数を越えた場合に勤務〕のいずれか）
- ・施設管理業務(清掃、遊具の消毒等)

(4) 任用期間

毎年度4月1日以降、業務繁忙状況に応じて決定

1回の任用期間は最長1年間(4/1～3/31)です。(年度をまたぐ任期の設定はありません。)

(5) 勤務日

ア 授業のある日

原則として、月曜日から土曜日までのうち週5日以内。午後1時から午後7時15分までの間でシフト制（実働4.5時間）

イ 授業のない日

原則として、月曜日から土曜日までのうち週5日以内。午前8時から午後7時15分までの間でシフト制（実働7.5時間または4.5時間）

勤務の例

ア 月曜日から土曜日までのうち週2日

午後1時から5時30分まで（実働4.5時間）の週9時間勤務

イ 月曜日から土曜日までのうち週4日

午後2時45分から7時15分まで（実働4.5時間）の週13.5時間勤務及び
午前9時から午後5時30分まで（休憩1時間を含む実働7.5時間）の週7.5時間勤務 合計21時間勤務

※ 毎月20日前後に翌月の勤務予定表を作成します。

※ 職員体制や行事等の関係により変更する場合があります。

(6) 休日・休暇等

ア 原則として、週休日は、日曜日及び所属長の定める日とし、国民の祝日及び年末年始は休日とします。

イ 休暇は、年次有給休暇（継続して6か月勤務し、かつ要勤務日数の8割以上勤務した場合、1週間当たりの勤務日数に応じた日数を付与）のほか、特別休暇（一部を除き無給）があります。

(7) 報酬等

職ごとに設定する単価のほか、交通費（距離等の要件あり）、期末手当（任用期間が6か月以上、かつ基準日に在職している場合に支給）等が支給されます。

※ 採用前に改定等があった場合は、その定めるところによります。

(8) 服務義務等

地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等）が適用となるほか、地方公務員法に規定する事由に該当した場合、分限・懲戒処分の対象となります。

(9) 社会保険等

それぞれの加入要件を満たす場合に、社会保険、雇用保険に加入するほか、労働災害補償等の対象となります。

(10) 住民税

府中市から支払われた前年の給与等の収入金額が100万円を超える場合は、毎月の報酬から住民税を徴収します。その場合は、事前に通知をお送りします。

(11) 健康診断

毎年6月頃市役所で実施します（勤務条件が該当する方）。

※ 学生・兼業者等除く

(12) その他

府中市の他課において、任期を重複して勤務することはできません。

【問い合わせ先】 府中市子ども家庭部児童青少年課放課後児童係
〒183-8703 府中市宮西町2-24
電話 (042) 335-4300 (直通)